

(2) 住民説明会住民配布資料概要 (予定)

標題 みんなで考えよう。

津市・久居市・安芸郡・一志郡の市町村合併

1 1市町村による合併の意義

- (1) 自立し得る自治体
- (2) 一体感のある圏域
- (3) 一体的なまちづくり
- (4) 自立可能な規模
- (5) 30万都市でのメリット

市町村合併の課題

- (1) 少子高齢社会の到来
- (2) 住民の日常生活の変化
- (3) 地方分権の到来
- (4) 行財政の悪化

財政

- (1) 類似団体との比較による試算
- (2) 合併による削減効果
- (3) 合併した新市に対する財政支援等

まちづくりビジョン中間(案)

合併基本4項目

- (1) 合併の方法 (2) 合併の時期
- (3) 新市の名称 (4) 事務所の位置

先行調査項目

財産・負債、水道料、交付手数料・証明料、施設等使用料

保育料、幼稚園、給食、通学区域、介護保険料

国民健康保険料(税)、税金、その他

説明会会場アンケート

③ 財政

(1) 類似団体との比較による試算

11市町村及び類似団体の経費

単位:千円

	地方税	普通 交付税	その他の 収 入	歳入計	人件費	扶助費	公債費	物件費	投資的 経 費	その他の 経 費	歳出計
津 市	26,290,131	2,033,353	27,154,441	55,477,925	12,844,644	6,411,525	4,717,330	6,049,823	12,473,459	10,936,257	53,433,038
久居市	4,495,431	2,474,397	5,977,531	12,947,359	3,125,144	1,068,538	1,465,449	1,897,976	1,693,972	3,389,531	12,640,610
河芸町	1,678,850	1,392,045	2,756,421	5,827,316	1,196,482	353,300	610,306	762,289	1,261,599	1,421,727	5,605,703
芸濃町	1,009,364	1,494,416	1,725,566	4,229,346	813,038	76,572	740,679	541,989	895,862	807,424	3,875,564
美里村	382,659	1,102,363	1,059,721	2,544,743	522,467	125,681	322,870	325,260	332,775	723,188	2,352,241
安濃町	1,439,137	1,498,194	1,666,831	4,604,162	951,398	157,746	795,406	634,902	1,075,494	898,364	4,513,310
香良洲町	470,188	1,218,974	1,831,662	3,520,824	614,367	66,229	447,426	423,153	1,081,983	688,350	3,321,508
一志町	1,389,586	1,823,216	2,498,535	5,711,337	1,097,709	129,172	767,690	899,419	1,057,501	1,558,349	5,509,840
白山町	1,215,989	1,950,790	2,978,722	6,145,501	1,255,014	217,428	896,264	762,054	1,213,658	1,625,859	5,970,277
嬉野町	1,988,698	1,998,185	2,204,764	6,191,647	1,449,271	173,161	944,229	1,036,627	887,318	1,389,615	5,880,221
美杉村	517,430	2,290,760	3,040,998	5,849,188	1,136,829	116,022	807,749	583,880	1,889,216	1,081,842	5,615,538
組合調整	—	—	—	—	1,775,174		1,162,958	491,468		△3,429,600	
合計 (A)	40,877,463	19,276,693	52,895,192	113,049,348	26,781,537	8,895,374	13,678,356	14,408,840	23,862,837	21,090,906	108,717,850
人口1人当たり(B)	135,623	63,956	175,494	375,073	88,855	29,513	45,382	47,805	79,172	69,975	360,702
類似団体(C)	47,431,972	7,453,064	39,528,778	94,413,814	23,503,730	10,397,816	10,565,242	10,546,029	16,552,030	21,166,165	92,731,012
類団1人当たり(D)	155,532	24,439	129,617	309,588	77,070	34,095	34,644	34,581	54,275	69,405	304,070
比較(A)-(C)	△6,554,509	11,823,629	13,366,414	18,635,534	3,277,807	△1,502,442	3,113,114	3,862,811	7,310,807	△75,259	15,986,838

(2) 合併による削減効果

給与等の削減効果

ア．議員報酬等の削減効果

資料1（定数に合わせ、金額は津市の例による）約5億2千万円

イ．特別職給与の削減効果

資料2（津市の例による）約4億7千万円

ウ．職員給与の削減効果

資料3（類似団体による普通会計）約5億8千万円

合 計 約6億8千万円

なお、給与等については、共済費及び退職手当等は含まれないので、人件費としては、削減額は増えると見込まれる。普通会計の人件費であるため、企業会計等の人件費は含まれていない。

管理部門経費の削減効果

1つの市になることによる物件費、補助等も削減されるが、現在各分科会及び専門部会で検討されているため、管理部門として重複が想定される項目（議会費、総務費）を試算してみました。

ア．議会費の削減効果（類似団体との比較）

資料4（人件費を除く）約5千万円

イ．総務費の削減効果（類似団体との比較）

資料5（人件費及び積立金を除く）約2億8千万円

合 計 約2億9千万円

人件費は と重複するため省き、総務費積立金は各市町村の当該年度の収支による変動が大きいため試算からは削除しました。

普通交付税の減少(14年度試算) 資料6

ア．11市町村普通交付税合計（錯誤額を除く）約1億7千4百万円

イ．平年ベースの普通交付税約1億4千8百万円

減 少 額 約2億5千万円

14年度普通交付税を平年ベースで一本算定を行った場合。

削減効果額	+	-	=	7億2千万円
-------	---	---	---	--------

資料1 年間議員報酬の削減額

市町村名	議員数(定数)(人)	年間議員報酬(千円)
津市	34	297,679
久居市	20	139,292
河芸町	18	62,666
芸濃町	14	44,583
美里村	12	38,885
安濃町	16	59,632
香良洲町	12	49,865
一志町	14	63,950
白山町	16	69,652
嬉野町	16	69,277
美杉村	14	60,559
合計	186	956,040
11市(定数)	46	437,237
削減額(人)	-140	-518,803

1.年間議員報酬額は、平成13年度地方財政状況調査表より転記

2.議員数は、地方自治法第91条に基づく法定定数

3.11市の「年間議員報酬額」の積算は次のとおりである。

1ヶ月の報酬額は津市の例による。

議長 $670,000 \times 12 \text{月} \times 1 \text{人} = 8,040,000 \text{円}$

副議長 $610,000 \times 12 \text{月} \times 1 \text{人} = 7,320,000 \text{円}$

議員 $550,000 \times 12 \text{月} \times 44 \text{人} = 290,400,000 \text{円}$

議員期末手当 $[670 \text{千円} + 610 \text{千円} + (550 \text{千円} \times 44 \text{人})] \times 1.2 \times 4.3 = 131,477 \text{千円}$

合計 $8,040 \text{千円} + 7,320 \text{千円} + 290,400 \text{千円} + 131,477 \text{千円} = 437,237 \text{千円}$

資料2

特別職給与の削減額

市町村名	首長(月額)円	助役(月額)円	収入役(月額)円	教育長(月額)円	常勤監査委員円	給与総額 千円
津市	1,130,000	870,000	740,000	740,000	550,000	71,090
久居市	1,000,000	750,000	690,000	690,000	0	61,280
河芸町	915,000	670,000	640,000	610,000	0	46,461
芸濃町	830,000	630,000	600,000	600,000	0	46,922
美里村	795,000	610,000	570,000	560,000	0	36,567
安濃町	830,000	630,000	600,000	600,000	0	46,922
香良洲町	820,000	650,000	590,000	590,000	0	46,124
一志町	850,000	670,000	610,000	610,000	0	47,690
白山町	850,000	670,000	610,000	610,000	0	48,980
嬉野町	850,000	670,000	610,000	610,000	0	46,775
美杉村	830,000	655,000	600,000	600,000	0	46,732
合計	9,700,000	7,475,000	6,860,000	6,820,000	0	545,543
11市	1,130,000	870,000	740,000	740,000	550,000	71,090
削減額						-474,453

1. 給与総額は、平成13年度地方財政状況調査表より転記(単位:千円)

2. 特別職(月額)は、条例の額である。(単位:円)

3. 特別職の給与については、津市の例による

首長 1,130×12月=13,560千円

助役 870×12月=10,440千円

収入役 740×12月=8,880千円

教育長 740×12月=8,880千円

常勤監査委員 550×12月=6,600千円

期末手当 [(1,130+870+740+740+550)×1.2]×4.7=22,729

13,560+10,440+8,880+8,880+6,600+22,729=71,090千円

資料3 職員給与の削減額(普通会計)

市町村名	職員数(人)	職員給(千円)
津市	1,440	10,173,195
久居市	326	2,252,730
河芸町	139	828,680
芸濃町	105	536,207
美里村	64	336,711
安濃町	120	616,454
香良洲町	70	382,298
一志町	136	763,727
白山町	148	892,064
嬉野町	166	1,018,210
美杉村	127	762,098
市町村計	2,841	18,562,374
一部事務組合計	223	1,518,339
合計	3,064	20,080,713
類似団体(V-4) 304,966人	2,171	16,173,872
削減額	-893	-5,849,150

すべて普通会計に基づき積算している。(一部事務組合についても普通会計分のみ)

職員数 $304,966 \times 7.12 \text{人} / 1,000 = 2,171 \text{人}$

職員給 $53,035 \times 304,966 \text{人} = 16,173,872 \text{千円}$

一人当たりの職員給 $20,080,713 \text{千円} / 3,064 \text{人} = 6,550 \text{千円}$

削減額 $6,550 \text{千円} \times 893 \text{人} = 5,849,150 \text{千円}$

	職員数(人)	職員給与(千円)
津地区広域行政事務組合	2	17,605
一志社会福祉施設組合	19	94,788
粗大ごみ処理施設組合	11	94,536
津市ほか4町村衛生施設利用組合	11	74,153
久居地区広域衛生施設組合	26	175,628
安芸美地区清掃処理施設利用組合	6	36,504
久居地区広域消防組合	148	1,025,125
計	223	1,518,339

資料4 管理部門経費(議会費のうち人件費を除く)

単位:千円

11市町村が合併した場合、議会費の二重投資による削減効果

市町村名	総額	人件費	その他
津市	448,287	399,775	48,512
久居市	210,367	194,475	15,892
河芸町	88,768	85,199	3,569
芸濃町	72,776	67,392	5,384
美里村	63,727	59,334	4,393
安濃町	88,517	84,683	3,834
香良洲町	71,441	67,427	4,014
一志町	93,843	85,129	8,714
白山町	104,392	98,864	5,528
嬉野町	102,403	93,843	8,560
美杉村	87,250	80,073	7,177
合計	1,431,771	1,316,194	115,577
類似団体(V-4)304,966人	633,414	570,896	62,518
削減額			-53,059

平成13年度普通会計の議会費より算出

議会費 2,077円×304,966人=633,414千円

人件費 1,872千円×304,966人=570,896千円

資料5 管理部門経費(総務費のうち人件費・積立金を除く)

単位:千円

11市町村が合併した場合、総務費の二重投資による削減効果

市町村名	総務費	人件費	積立金	その他
津市	8,819,968	3,667,864	2,130,897	3,021,207
久居市	2,104,371	1,003,315	257,613	843,443
河芸町	941,082	349,359	308,255	283,468
芸濃町	456,647	193,701	80,389	182,557
美里村	438,690	156,582	73,970	208,138
安濃町	591,754	227,156	80,207	284,391
香良洲町	428,020	230,511	64,404	133,105
一志町	833,273	399,847	186,295	247,131
白山町	844,807	400,697	94,309	349,801
嬉野町	1,020,018	437,152	174,446	408,420
美杉村	861,417	452,561	124,623	284,233
合計	17,340,047	7,518,745	3,575,408	6,245,894
類似団体(V-4)304,966人	10,437,766	6,013,015	1,043,899	3,380,852
削減額				-2,865,042

平成13年度普通会計の総務費より算出

総務費 $34,226 \times 304,966 \text{人} = 10,437,766 \text{千円}$

積立金 $3,423 \times 304,966 \text{人} = 1,043,899 \text{千円}$

人件費 $19,717 \times 304,966 = 6,013,015 \text{千円}$

資料6

単位:千円

14年度交付税算定

	交付基準額			財政力指数 (単年度)
	14年度	(錯誤額除く)	合併算定替後額 (錯誤額除く)	
津市	1,294,786	1,317,350	1,651,841	0.944
久居市	2,419,285	2,419,285	2,499,064	0.634
河芸町	1,298,388	1,298,388	1,468,123	0.548
芸濃町	1,346,956	1,346,519	1,449,914	0.434
美里村	1,002,133	1,004,146	1,068,433	0.292
安濃町	1,359,514	1,359,514	1,459,023	0.508
香良洲町	1,177,330	1,177,330	1,246,212	0.274
一志町	1,696,292	1,696,292	1,806,856	0.453
白山町	1,819,620	1,821,337	1,988,632	0.437
嬉野町	1,859,300	1,865,706	2,014,736	0.517
美杉村	2,104,193	2,104,193	2,198,174	0.217
合計	17,377,797	17,410,060	18,851,008	(0.677)
新11市	15,483,852	15,483,852	15,483,852	0.702
平年ベース	14,883,015	14,883,015	0	0.710
増減			-3,367,156	
平年ベースでの差引		-2,527,045		

(3) 合併した新市に対する財政支援等

まちづくりのための建設事業に対する財政措置

新市建設計画に基づく必要な事業の経費については、合併後10年間の標準事業費（建設事業費）の95%について合併特例債（起債）を発行することができ、その元利償還金の70%について交付税措置される。

標準全体事業費（全体建設事業費）	739.5億円
合併特例債発行限度額（借入限度額）	702.5億円
普通交付税措置額	491.8億円

新市振興のための基金造成に対する財政措置

旧市町村単位の地域振興、住民の一体感醸成のために行なう基金造成に対し、合併後10年間の標準基金規模の95%について合併特例債（起債）を発行でき、その70%について交付税措置される。

標準基金規模（基金上限額）	40億円
合併特例債発行限度額（借入限度額）	38億円
普通交付税措置額	27億円

普通交付税の特例措置

普通交付税減額分を15年間保証する措置（14年度算出ベースで試算）

・ 合併後（一本算定）の普通交付税額 154.8億円

・ 合併前（算定替分）の普通交付税額 188.5億円

ア．合併による交付税減額分（33.7億円）を10年間保証

イ．その後の5年間は減額分を暫減保証

15年間で総額 約421億円

注1) 下記 を含む

注2) 毎年度 、 を計算して、その差額を措置するので金額は変動する

合併直後の臨時的経費に対する財政措置

行政の一体化に必要な事業（システム統一、ネットワーク整備等）や行政水準、住民負担水準の格差是正に必要な経費について、普通交付税による包括的な財政措置

5年間で総額 30億円

特別交付税による財政措置

合併を機に行なう . 新たなまちづくり . 公共料金の格差是正
. 公債費負担格差是正 . 土地開発公社の経営健全化等についての包
括的な財政措置

3年間で総額 12億円

合併市町村補助金

新市建設計画に位置付けられた事業（例： . 電算システムの統合、
. 庁舎等の改修、 . 公共施設ネットワーク化、 . 合併記念事業等）に
国が行なう補助

3年間で総額 16.8億円

市町村合併支援交付金

合併後10年間の間に行なわれる新市建設計画に基づく事業や地域アイデ
ンティティを高めるための事業等対して県が行なう補助

10年間で総額 14億円

過疎地域の市町村の合併に対する措置

過疎市町村であった地域を過疎地域とみなし、過疎法上の措置を適用する。

関係省庁の連携による支援策及び県の支援策（国の支援プラン・県の支
援方針に基づく支援策）

新市における総合的かつ計画的な整備を促進するため、施策の内容に応じ
た必要な措置（事業の優先採択、重点投資及び合併による適用要件の緩和等）

まちづくりビジョン中間案の策定状況

1 策定にあたっての考え方

(1) 基本構想の内容

まちづくり基本構想は、津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、嬉野町、美杉村の11市町村が合併した場合のまちづくりのビジョンを示すものであります。

構想では、合併問題協議会を構成する11市町村は、行政圏・生活圏・歴史・文化・自然環境などの共通したものを多く持つ圏域であり、11市町村一体となった30万都市県都におけるまちづくりを行っていくという認識に立ち、新市におけるまちづくりの理念・住民のまちづくりへの係り方、基本的な政策の考え方などをまとめていくものであり、新市の具体的な事業を盛り込む建設計画の基本部分となるものであります。

現在、まちづくり基本構想策定委員会にて、構想の検討を行っており、9月17日に開催される委員会にて中間案の委員長提案が行われる予定です。

(2) 目標期間

目標とする期間は、激しく変動する政治社会経済情勢を踏まえ、建設計画が5年から10年程度となっていることにも留意し、10年とします。

2 まちづくり基本構想の開催状況

(1) 開催実績

第1回 日時：平成14年7月15日(月)午後6時30分から8時40分まで

場所：津リージョンプラザ 健康教室

内容：委員委嘱

委員会の目的・仕事、今後のスケジュールの説明

合併をとりまく現状の説明

まちづくりに関する委員の意見の発表

第2回 日時：平成14年8月7日(水)午後6時30分から午後8時45分まで

場所：津リージョンプラザ 健康教室

内容：まちづくり意見の交換

第3回 日時：平成14年8月26日(月)午後6時30分から午後9時まで

場所：津市役所 大会議室

内容：まちづくり基本構想の基本的な考え方について

ワークショップ形式により、4班に分かれ、あたらしいまちの理念、課題の検討を行う。

第4回 日時：平成14年9月2日（月）午後6時30分から午後9時まで
場所：津リージョンプラザ 健康教室
内容：まちづくり基本構想の理念・課題について

（2）委員会での検討の主なコンセプト

住民参加
文化と歴史に重点をおいたまちづくり
21世紀を切り開いていく人材育成
環境に配慮したまちづくり
安心と安全のまちづくり
三重県の中心域11市町村が合併した県都30万の中核都市

3 今後のまちづくり基本構想の策定予定

第5回 日時：平成14年9月17日（火）午後6時30分から午後9時まで
場所：津市役所 大会議室
内容：まちづくり基本構想の中間案の委員長提案について
委員の他に、各種団体、NPOの市民にも参加を促し、あたらしい
まちづくりについての意見を述べてもらいます。

平成14年9月21日（土）幹事会に、中間案提出、検討、各市町村に持ち帰り、
首長の意見を聞いていただく。

平成14年9月30日（月）協議会にて、中間案の提出

合併基本 4 項目

合併をするにあたり、決めておかなければならない項目のうち、基本となる項目であります。

(1) 合併の方法

新設（対等）合併と編入（吸収）合併の 2 通りあります。どちらを選択するかにより、新しい市の取扱いが変わってきます。（別紙）

(2) 合併の期日

合併を行う期日を決定します。

年度末に行うのか、年度途中に行うのかにより、事務事業の取扱いが変わってきます。

なお、合併特例法の法期限が平成 17 年 3 月 31 日で切れるため、新市の運営を検討し、協議会スケジュールでは平成 17 年 1 月を予定しています。

(3) 新市の名称

合併後の市の名前を決めます。法律上は、特に規定がないため、選択肢は自由ですが

（ ）

(4) 事務所の位置

新市として事務を取り扱う場所であります。機能的、効率的な観点から決めます。

現在各市町村の職員数及び市役所・役場の規模を検討すると現在の津市の位置が適当であると思われます。

しかし「周辺部は廃れてしまうのではないか」あるいは、「周辺部のサービスが低下するのではないか」などの懸念に対応し、現市町村の庁舎・支所等をなんらかの形で残すかどうかの検討をする必要がなおあります。

「新設合併」と「編入合併」の比較について

分 類	新 設 合 併 (対等合併)	編 入 合 併 (吸収合併)
定 義	・ 2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで、市町村の数の減少を伴うもの。	・ 市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで、市町村の数の減少を伴うもの。
法人格の取扱い	・ 合併関係市町村の法人格は消滅し、新たな法人格が発生する。	・ 編入する市町村の法人格が存続し、編入される市町村の法人格は消滅する。
合併市町村の名称	・ 合併関係市町村が全て廃されるため、新たな名称を定める。	・ 編入する市町村の名称とする場合が多いが、新たな名称を定めることもできる。
事務所の位置	・ 合併関係市町村の全ての地域から住民の利便性等を考慮して決定する。	・ 通常は、編入する市町村の事務所の位置となる。
財産及び公の施設の取扱い	・ 合併市町村が引き継ぐ。	・ 編入する市町村が引き継ぐ。
議会議員の定数及び任期の取扱い	<p><原則></p> <ul style="list-style-type: none"> 合併関係市町村の議員は失職する。 地方自治法に定める定数の設置選挙を行う。この場合における議員の任期は、設置選挙の日から4年間となる。 <p><特例></p> <ul style="list-style-type: none"> 合併関係市町村の協議により、次のいずれかによることができる。設置選挙により選出される議会の議員の任期に限り、法定数の2倍までの議員を置くことができる。(定数特例制度) 合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者については、2年以内で合併関係市町村の協議により定められる期間において、引き続き全員在任できる。(在任特例制度) <p>実際には、の在任特例制度を採用している場合が多い。</p>	<p><原則></p> <ul style="list-style-type: none"> 編入する市町村の議員はそのまま在任し、編入される市町村の議員は失職する。 ただし、合併により著しく人口の増加があった場合には、地方自治法に定める定数の範囲内で増員選挙を行うことができる。この場合における議員の任期は、編入する市町村の議員の残任期間となる。 <p><特例></p> <ul style="list-style-type: none"> 合併関係市町村の協議により、次のいずれかによることができる。編入する市町村の議会の議員の残任期間において、人口に応じて、編入される市町村の区域ごとに選挙区を設けて定数を配分し、議員定数を増加することができる。(定数特例制度) 編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の被選挙権を有することとなる者については、合併市町村の議会の議員の残任期間まで在任することができる。(在任特例制度) <p>なお、合併時に いくつかの特例制度を適用する場合においては、合併後最初の一般選挙についても、編入合併の特例定数を採用することができる。</p>
農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い (合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合)	<p><原則></p> <ul style="list-style-type: none"> 合併関係市町村の委員(選挙による委員、選任による委員)はすべて失職する。合併後新たに選挙及び選任により委員を選出する。 <p><特例></p> <ul style="list-style-type: none"> 合併関係市町村の委員(選挙による委員)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、10人～80人の範囲で、1年以内の間、在任できる。 <p>農業委員会等に関する法律により、合併市町村の区域を分割して、2以上の農業委員会を置くことも可能である。</p>	<p><原則></p> <ul style="list-style-type: none"> 編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村の委員はすべて失職する。 <p><特例></p> <ul style="list-style-type: none"> 編入される市町村の委員(選挙による委員)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間在任することができる。
特別職の職員の身分の取扱い	・ 合併関係市町村の特別職の職員は失職する。なお、合併市町村の首長は、選挙により選出され、助役、収入役等は新たに選任されることとなる。	・ 編入する市町村の特別職の職員はそのまま在任し、編入される市町村の特別職の職員はすべて失職する。
条例・規則等の取扱い	・ 合併関係市町村の条例・規則はすべて失効し、新たに制定することとなる。	・ 編入される市町村の条例・規則は失効し、原則として、編入する市町村の条例・規則に統一される。(ただし、合併に伴う改正が必要である。)
市町村建設計画	・ 合併関係市町村全域に係る建設計画を作成する必要がある。	・ 少なくとも、編入される市町村の区域についての建設計画を作成する必要がある。

⑥ 先行調査項目影響額一覧 1

単位:百万円

		各市町村の累計		津市の例による		最低の例による	
水道料		13年度決算見込み	7,801	津市	6,961	津市	6,961
保育料		13年度実績 (徴収率72.7%)	1,358	津市 (徴収率80.0%)	1,496	白山町 (徴収率50.5%)	973
幼稚園	①幼稚園使用料	14年度調定実績	164	津市(6,000円)	179	白山町(5,000円)	149
	②乳幼児教育						
給食							
介護保険料				津市(3,152円)		安濃町(2,541円)	
国民健康保険料(税)		14年度調定実績 (1人平均77,015円)	7,674	津市の例による (1人平均80,618円)	8,033	芸濃町 (1人平均65,408円)	6,518
計			16,997		16,669		14,601

各々の事項については、口頭で説明

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会 協議事項調整内容表

協議項目	各種事務事業の取扱い	調整内容(案)
関係項目	上水道事業	

		構 成 市 町 村 別 内 訳										具体的な調整内容				
		津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	嬉野町		美杉村			
料金体系		口径別	口径別	その他	口径別	簡易水道	その他	口径別	用途別	用途別	用途別	簡易水道別				
現行料金(円)	口径13mm 使用量25m ³	2,575	2,825	3,300	3,950	3,300	3,400	3,090	4,500	5,350	4,850	4,375				
現行料金改定年月		H13. 4	H9. 4	H10. 10	H10. 6	H14. 4	H10. 7	H13. 4	H12. 12	H10. 4	H12. 6	H12. 4				
基本料金	13mm	400	700	使用水量 10m ³ まで	口径13mm 1~20m ³	使用水量 10m ³ まで	使用水量 5m ³ まで	480	一般用 10m ³ まで	一般用 10m ³ まで	一般用 10m ³ まで	小西簡易水道 10m ³ まで				
	20mm	800	↓		600	1,400	750	960					1,800	2,500	1,800	2,500
	25mm	1,300	↓		1,200								1,560	1,800	2,500	1,800
	30mm	2,800	1,700		21~40m ³				3,360	浴場用 50m ³ まで	官公署用15m ³ まで	官公署用50m ³ まで	その他の簡易水道 10m ³ まで			
	40mm	5,200	3,100					6,240	5,000	3,750	10,000	1,000				
	50mm	8,100	4,600		1,000				9,720	官公署用・営業用・ 工場用20m ³ まで	営業用 15m ³ まで	営業用20m ³ まで				
	75mm	18,300	10,500		41m ³ ~				21,960	3,600	5,000	4,000				
	100mm	38,900	17,600		1,500				46,680		事務所用15m ³ まで	工場用10m ³ まで				
	125mm	60,700	↓						72,840		4,120	4,000				
	150mm	94,300	38,000						113,160		工場用30m ³ まで					
200mm	168,300	53,800						201,960		10,000						
250mm	262,300	↓						314,760								
				超過料金	超過料金	超過料金	超過料金		超過料金	超過料金	超過料金	超過料金				
従量料金	1m ³ ~	50	25					60								
	6	↓	↓		140		100	↓	一般用 11~ 180	一般用 1m ³ 190	一般用 11~ 200 31~ 205	小西簡易水道 1m ³ 125				
	11	90	125	140	150	120	130	108					31~ 200	官公署用	101~ 210	
	21	155	↓	↓	↓	↓	↓	186	21~50 200	官公署用・営業用 1m ³ 190	官公署用 51~ 240	その他の簡易水道 10m ³ まで				
	26	↓	↓	↓	200	↓	↓	198	51~ 220				営業用	101~ 245		
	31	165	145	160	↓	↓	↓	220	210	浴場用 51~ 60	工場用 1m ³ 290	営業用・工場用 21~ 235				
	36	↓	↓	↓	300	↓	↓	↓	228				工場用	61~ 240		
	41	175	↓	↓	↓	140	↓	210	21~50 210		101~ 245					
	51	↓	160	210	↓	↓	↓	↓	234	51~ 230						
	61	190	↓	↓	↓	160	260	228								
	101	↓	170			180	280	↓								
	201	195	↓	↓	↓	↓	↓	↓								
	501	↓	180					↓								
3001		190														
			↓													
一時用	1m ³	370	臨時用 300		臨時用 430		臨時用 280	444	共用・特設・消火栓料金 有り	共用・特設・消火栓料金 有り						
浴場用	1m ³	75	大口用 145~ 季節用 215					90			特設・消火栓料金 有り					
					公道給水管の径	メーター使用料				メーター使用料	メーター使用料	メーター使用料				
					20mm 2,500	13mm 50				13mm 60	13mm 50	20mm 160				
					25mm 4,500	20mm 100				20mm 120	20mm 100	25mm 180				
					30mm 7,100	25mm 150				25mm 130	25mm 105	30mm 300				
					40mm 13,900	30mm 200				30mm 250	30mm 175	40mm 350				
					50mm 25,900	40mm 250				40mm 280	40mm 200	50mm 800				
					75mm 71,600	50mm 1,500				50mm 850	50mm 1,150					
						75mm 2,000				75mm 2,300	75mm 1,380					
											100mm 1,470					

注意:芸濃町のみ内税のため消費税込み

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会 協議事項調整内容表

協議項目	住民説明会用先行調査	調整内容(案)
関係項目	保育事業	

		構 成 市 町 村 別 現 況																								
階層区分	定 義	津市		久居市		河芸町		芸濃町		美里村		安濃町		香良洲町		一志町		白山町		嬉野町		美杉村		計		
国徴収金額に対する階層別児童数	第1	生活保護法による被保護世帯	202人	0.6%	52人	0.6%	21人	0.5%							8人	1.0%			60人	2.2%					343人	0.6%
	第2	市町村民税非課税世帯	5,025人	14.5%	986人	11.1%	650人	17.0%	158人	18.1%	40人	4.7%	110人	6.5%	110人	14.3%	149人	6.9%	370人	13.6%	362人	14.0%	78人	6.8%	8,038人	13.3%
	第3	市町村民税課税世帯	3,322人	9.6%	880人	9.9%	581人	15.2%	48人	5.5%	72人	8.4%	134人	8.0%	138人	18.0%	312人	14.4%	434人	15.9%	378人	14.6%	172人	14.9%	6,471人	10.7%
	第4	64,000円未満	6,447人	18.5%	1,753人	19.7%	773人	20.2%	176人	20.1%	176人	20.5%	331人	19.6%	121人	15.8%	347人	16.1%	566人	20.8%	426人	16.4%	328人	28.4%	11,444人	19.0%
	第5	64,000円以上160,000円未満	7,460人	21.4%	2,296人	25.8%	837人	21.9%	208人	23.8%	247人	28.8%	363人	21.6%	183人	23.8%	546人	25.3%	729人	26.7%	558人	21.5%	194人	16.8%	13,621人	22.6%
	第6	160,000円以上408,000円未満	8,882人	25.6%	2,304人	25.9%	829人	21.7%	233人	26.6%	238人	27.8%	571人	33.9%	148人	19.3%	618人	28.6%	422人	15.5%	701人	27.0%	357人	31.0%	15,303人	25.4%
	第7	408,000円以上	3,418人	9.8%	626人	7.0%	132人	3.5%	52人	5.9%	84人	9.8%	175人	10.4%	60人	7.8%	187人	8.7%	145人	5.3%	168人	6.5%	24人	2.1%	5,071人	8.4%
	計(延べ児童数)	34,756人		8,897人		3,823人		875人		857人		1,684人		768人		2,159人		2,726人		2,593人		1,153人		60,291人		
現行徴収金	延べ児童数①	34,756人		8,897人		3,823人		875人		857人		1,684人		768人		2,159人		2,726人		2,593人		1,153人		60,291人		
	徴収金額②	1,060,679,080円		278,603,920円		108,098,060円		26,605,230円		28,500,140円		67,842,900円		24,028,940円		69,147,560円		84,333,500円		82,112,270円		37,452,180円		1,867,403,780円		
	保育料③	839,611,680円		171,050,990円		78,108,460円		17,379,250円		23,473,600円		40,477,230円		16,862,800円		48,635,200円		42,621,200円		60,808,200円		19,328,800円		1,358,357,410円		
	市町村負担分②-③	221,067,400円		107,552,930円		29,989,600円		9,225,980円		5,026,540円		27,365,670円		7,166,140円		20,512,360円		41,712,300円		21,304,070円		18,123,380円		509,046,370円		
	国との比率③÷②	79.2%		61.4%		72.3%		65.3%		82.4%		59.7%		70.2%		70.3%		50.5%		74.1%		51.6%		72.7%		
	平均月額保育料③÷①	24,157円		19,226円		20,431円		19,862円		27,390円		24,036円		21,957円		22,527円		15,635円		23,451円		16,764円		22,530円		

【参 考】 国徴収基準額との比率 11市町村平均 67.0% 県下13市平均 67.6%

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会 協議事項調整内容表

協議項目	住民説明会用先行調査	調整内容(案)
関係項目	公立幼稚園使用料	

項目	構成市町村の現況											
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	嬉野町	美杉村	具体的な調整内容
月額 (年額)	5,700円 (68,400円) *H15年度～ 6,000円 (年額:72,000円)	5,200円 (62,400円)	5,200円 (62,400円)	5,500円 (66,000円)	5,800円 (69,600円)	5,500円 (66,000円)	5,500円 (66,000円)	5,500円 (66,000円)	5,000円 (60,000円)	5,500円 (66,000円)	5,500円 (66,000円)	

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会 協議事項調整内容表

協議項目	住民説明会用先行調査	調整内容(案)
関係項目	乳幼児教育に関すること	

項目	構成市町村の現況											
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	嬉野町	美杉村	具体的な調整内容
○3歳児保育実施状況	公立幼稚園(16園中)なし 私立幼稚園 12園 国立幼稚園 1園 公立保育所 11園 私立保育所 19園 ※3歳児保育は私立幼稚園が担当することとする。	公立幼稚園(7園中) 4園 私立幼稚園 1園 国立幼稚園 6園 公立保育所 1園 私立保育所 1園 ※今後も3歳児保育の充実に努める。	公立幼稚園(4園中) 1園 私立幼稚園 なし 公立保育所 2園 私立保育所 2園 ※平成5年度から、保育園がないため黒田幼稚園で実施。	公立幼稚園(4園中) 4園 私立幼稚園 なし 公立保育所 1園 私立保育所 なし ※今後も継続予定。但し、学期途中で3歳児入園は実施していない。	公立幼稚園(2園中) なし 私立幼稚園 なし 公立保育所 1園 私立保育所 1園 ※現在、実施していない。平成15年度より実施予定。	公立幼稚園(4園中) 4園 私立幼稚園 なし 公立保育所 1園 私立保育所 なし ※平成14年4月から全幼稚園で実施。今後も継続予定。	公立幼稚園 1園 私立幼稚園 なし 公立保育所 1園 私立保育所 なし ※平成13年度より幼保の施設の共用化、今後は幼保一元化をめざしている。	公立幼稚園(4園中) 4園 私立幼稚園 なし 公立保育所 2園 私立保育所 なし ※平成12年度より3年保育実施	公立幼稚園(4園中) なし 私立幼稚園 1園 公立保育所 3園 私立保育所 なし ※平成16年度中オープンをめざし、乳幼児教育センター建設を推進中。平成17年4月から3歳児保育を実施予定。 施設整備にとどまらず、保育時間、クラス担任基準、園児バス送迎等、町独自の管理、運営面を検討・計画している。	公立幼稚園(5園中)5園 私立幼稚園なし 公立保育所2園 私立保育所1園 ※平成13年度より全幼稚園で実施	公立幼稚園(1園中) 該当児なし 私立幼稚園 なし 公立保育所 4園 私立保育所 なし ※平成11年度から3歳児保育を実施、継続中。	
○保育時間の状況	8時30分～14時(水曜日は13時)	8時30分～14時(但し、3歳児保育は8時30分～11時30分)	9時～14時	8時30分～15時	8時30分～15時	9時～14時	幼稚園8時～14時 保育園7時30分～18時30分	3歳児 8時～13時30分(4～9月13時) 4・5歳児 8時～14時(4～9月13時30分)	8時30分～13時30分	8時30分～14時	8時30分～午前中	
○学級開設最低基準と異年齢混合学級の状況	基本的には、学級開設の最低基準を9名程度とし、地域のニーズにも考慮しつつ、異年齢混合学級を設置する。 現在は異年齢混合学級はなし	3歳児5人以下、4歳児7人以下、5歳児10人以下で、3歳児・4歳児を合わせて12人以下の場合及び4歳児・5歳児を合わせて17人以下の場合は、異年齢混合学級とする。 異年齢混合学級 1クラス	最低基準なし 異年齢混合学級なし	最低基準なし 異年齢混合学級 2クラス	最低基準なし 異年齢混合学級なし	異年齢混合学級 3クラス	最低基準なし 異年齢混合学級なし	最低基準なし 異年齢混合学級なし	最低基準なし 異年齢混合学級なし	最低基準なし 異年齢混合学級 1クラス	最低基準なし。 異年齢混合学級 1クラス	
○障害児保育の実施状況・受け入れ基準	集団生活ができる軽度の障害のある幼児については、現職員体制で受け入れている。	施設、指導者の状況と幼児の障害の状況を総合的に判断して受け入れている。	個々の状況によって判断する。	保護者の要望により受け入れている。 基準なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	保護者のニーズにより、受け入れている。加配教員を配置。	保護者からの要望により受け入れ。障害の程度に応じて業務補助員を配置。	現在該当児なし。 過去障害児保育実施	
○預かり保育の状況	保護者のニーズや各園の実情に応じて、短時間の預かり保育を行っている。	該当なし	保護者からの要望に応じて臨時的に行っている。	該当なし	月～金 15時～17時まで 夏期、冬期、春期休業中は8時30分～17時まで	該当なし	14時～16時	該当なし	13時30分～16時 追加料金なし。ほとんどの幼児が利用。	14時～16時30分 毎日と月3日以内のコース有り。3割程度が利用。	月～金 16時まで 夏期休業中 幼稚園が指定する日	
○子育て支援活動の状況	各幼稚園における未就園児の親子で遊ぶ会、子育て相談、子育て講座などの実施 津市市民活動センターにおける幼・保連携による子育て相談「あそびの広場」の実施 子育て支援ボランティアの育成											

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会 協議事項調整内容表

協議項目	住民説明会用先行調査	調整内容(案)	
関係項目	学校給食の実施方法に関する事		

項目	構成市町村の現況											具体的な調整内容
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	嬉野町	美杉村	
小学校数・給食の有無	22校・有	7校・有	4校・有	4校・有	3校・有	4校・有	1校・有	4校・有	5校・有	6校・有	3校・有	
中学校数・給食の有無	8校・無 1校・有	3校・無	1校・有	1校・有	1校・有	1校・有	1校・有	1校・有	1校・有	1校・有	1校・無	
幼稚園数・給食の有無	14園・無 2園・有	7園・無	4園・有	4園・有	3園・有	4園・有	1園・有	4園・有	5園・有	6園・有	1園・有	
給食施設数	23(自校式)	7(自校式)	5(自校式)	5(自校式)	4(自校式)	5(自校式)	2(センター)	1(センター)	6(自校式)	1(センター)	5(自校式)	

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会

協議事項調整内容表

協議項目	住民説明会用先行調査	調整内容(案)
関係項目	介護保険	

区分			構成市町村別内訳											具体的な調整内容	
市 町 村 別	所得段階別定額保険料			津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	広域連合					
	段階	対象者	保険料率							香良洲町	一志町	白山町	嬉野町	美杉村	
	第1段階	高齢福祉年金受給者等	基準額×0.5	18,910円	17,148円	16,998円	18,000円	16,800円	15,246円	16,626円					
	第2段階	住民税非課税者(世帯全員が非課税)	基準額×0.75	28,370円	25,722円	25,497円	27,000円	25,200円	22,869円	24,939円					
	第3段階	住民税非課税者(本人が非課税)	基準額	37,820円	34,296円	33,996円	36,000円	33,600円	30,492円	33,252円					
	第4段階	住民税課税者(所得額250万円未満)	基準額×1.25	47,280円	42,870円	42,495円	45,000円	42,000円	38,115円	41,565円					
	第5段階	住民税課税者(所得額250万円以上)	基準額×1.5	56,740円	51,444円	50,994円	54,000円	50,400円	45,738円	49,878円					
	月額保険料			3,152円	2,858円	2,833円	2,995円	2,800円	2,541円	2,771円					
区分(国保加入者)															
内 訳	第2号被保険者 は、本人が加入している医療保険毎に所得に応じて決められ、健康保険料に上乘せして徴収されます。	所得割	1.00%	0.89%	1.00%	0.70%	0.80%	0.63%	0.70%	0.85%	0.85%	0.85%	0.85%		
		資産割	0.00%	4.60%	5.00%	5.00%	7.70%	4.40%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%		
		均等割	6,300円	3,400円	6,600円	6,000円	7,300円	7,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円		
		平等割	3,500円	3,300円	4,800円	3,000円	4,200円	3,300円	0円	0円	0円	0円	0円		
		限度額	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円	70,000円		

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会

協議事項調整内容表

協議項目	住民説明会用先行調査	調整内容(案)
関係項目	国民健康保険料(税)	

区分	構成市町村別現況											
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	嬉野町	美杉村	具体的な調整内容
1 納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険料(税)は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して賦課する。 ・国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であって当該世帯内に国民健康保険の被保険者であるものがある場合においては、当該世帯主を国民健康保険の被保険者である世帯主とみなして国民健康保険料(税)を賦課する。(国民健康保険法第5条及び第6条) 											
2 料(税)率												
方式	料 / 3方式	税 / 4方式	料 / 4方式	税 / 4方式	税 / 4方式	税 / 4方式	税 / 4方式	税 / 4方式	税 / 4方式	税 / 4方式	税 / 4方式	
医療分												
所得割(%)	7.80	7.50	5.00	5.80	6.40	4.50	5.20	5.30	6.50	5.30	7.94	
資産割(%)	-	36.0	40.0	50.0	60.0	30.0	30.0	45.0	51.0	51.0	67.5	
均等割(円)	30,000	21,300	25,200	22,000	28,000	25,000	24,000	28,000	25,000	24,000	26,400	
平等割(円)	22,500	20,500	26,400	24,000	26,000	26,000	28,000	22,000	30,000	29,400	25,200	
介護分												
所得割(%)	1.00	0.89	1.00	0.70	0.80	0.63	0.70	0.85	0.85	0.85	0.85	
資産割(%)	-	4.60	5.00	5.00	7.70	4.00	-	-	-	-	-	
均等割(円)	6,300	3,400	6,600	6,000	7,300	7,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	
平等割(円)	3,500	3,300	4,800	3,000	4,200	3,300	-	-	-	-	-	
3 賦課限度額												
医療分(円)	530,000	520,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	
介護分(円)	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	
4 保険料(税)の軽減	7割・5割・3割	6割・4割	7割・5割・3割	7割・5割・3割	7割・5割・3割	7割・5割・3割	7割・5割・3割	7割・5割・3割	7割・5割・3割	7割・5割・3割	7割・5割・3割	
5 納期限	9回	6回	6回	9回	10回	9回	11回	10回	10回	8回	10回	
6 一人当たり保険料	80,618	80,260	72,759	65,408	79,849	66,718	67,786	71,724	72,673	72,964	66,361	

⑦ 先行調査項目影響額一覧 2

単位:百万円

		各市町村の累計	津市の例による	最低の例による	協議内容		
財産・負債						・現行のまま新市に引き継ぐ方向で調整する。持ち寄り方については、今後検討を重ね調整する。 ・財産区の扱いは、現行の財産区のまま新市に引き継ぐ方向で調整する。	
交付手数料・証明料		13年度実績 157	津市(250円) 156	久居市・河芸町(200円) 134	最低の例	134	・影響額が約23百万円と大きくないため、住民サービスの面からも最低の額とする。
施設等使用料							・施設の内容、規模及び建築年度が異なり、その利用料が地域に定着していることから現行のとおりとする。
通学区域							・就学する指定校の変更についての許可基準を緩和の方向で統一し、通学区域制度の弾力的運用を図るとともに、各市町村の境界に隣接する学区は、教室の状況を踏まえて通学距離を考慮するなど、現在の通学区域の線引きを変更せず、学校を選択することができる方向で調整する。
税金	①個人市町村民税均等割税額	14年度調定実績 250	標準税率(2,500円) 275	不均一課税 250	標準税率	275	・地方税法の定める標準税率で課税することとする。 ・前納報奨金については、合併時は津市の例によるものとするが、その後廃止の方向で検討する。
	②法人市町村民税法人税割税額	14年度調定実績 3,860	津市(超過税率) 3,881	不均一課税 3,860	超過税率	3,881	・津市が採用している法人税割税率の超過税率で課税することとする。
	③固定資産税						・前納報奨金については、合併時は津市の例によるものとするが、その後廃止の方向で検討する。
	④都市計画税						・合併特例法による不均一課税を適用し、新市における都市計画に沿って課税を行う。不均一課税の方法については、今後検討を重ねていく。
	⑤入湯税						・現行どおり鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に1人1日につき150円の入湯税を課することとする。
	⑥督促手数料	13年度実績 6	津市(80円) 6	久居市・河芸町(50円) 4	津市の例	6	・津市の例によることとする。
	⑦納税貯蓄組合						・納税貯蓄組合に対する補助金等については廃止することとする。
その他	①事務所等						・現在の事務所・支所等については、合併時点の住民サービスを低下させない配慮が必要である。
	②特別職の給与等						・今後検討を重ね調整する。
	③一部事務組合等						・11市町村で合併となれば、ほとんどの一部事務組合は解散が可能となる。
	④公共下水道料						・料金体系、料金単価、受益者負担金に違いがあり、また、普及率も差があるため、今後検討を重ね調整することとする。
	⑤事業所税						・合併により人口が30万人以上となっても、合併が行われた日から起算して5年間を経過する日までの間は、政令での指定都市の指定は行われなため課税されない。
	⑥特別土地保有税						・地方税法の定める標準税率で課税することとする。
計		4,273	4,318	4,248		4,296	
合計(1+2)		21,270	20,987	18,849			
不足額			283	2,421			

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会 協議事項調整表

協議項目	住民説明会用先行調査	調整内容(案)
関係項目	事務所、支所及び出張所の取扱い	

項目	構成市町村の現況											具体的な調整内容
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	嬉野町	美杉村	
事務所の位置	津市西丸之内23番1号	久居市東鷹跡町246番地	河芸町大字浜田808番地	芸濃町椋本1845番地	美里村大字三郷48番地の1	安濃町大字安濃1310番地	香良洲町1878番地の1	一志町大字田尻593番地の2	白山町大字川口892番地の1	嬉野町大字須画1443番地の5	美杉村八知5828番地の1	
敷地の面積	25,940.37㎡	3,397㎡	24,838㎡	1,892㎡	11,664㎡	2,701㎡	2,973.75㎡	6,082.48㎡	10,556㎡	11,723.26㎡	4,425㎡	
現在の事務所 本庁舎の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・構造等 RC造・B1・8F ・延面積 20,774㎡ ・建築年 S54.9.30 	<ul style="list-style-type: none"> 本庁舎 ・構造等 RC造・B1・4F ・延面積 3,705.14㎡ ・建築年 S42.1.31 北庁舎 ・構造等 S造・3F ・延面積 345.98㎡ ・建築年 S51.8 南庁舎 ・構造等 S造・4F ・延面積 1,433.40㎡ ・建築年 H6.3.11 延面積計 5,484.52㎡ 	<ul style="list-style-type: none"> ・構造等 SRC造・4F一部S造 基礎免震構造 ・延面積 5,529㎡ (うち庁舎棟4,995㎡) ・建築年 H12.12.31 	<ul style="list-style-type: none"> ・構造等 RC造・3F ・延面積 1,615.45㎡ ・建築年 S38.1.31 	<ul style="list-style-type: none"> ・構造等 RC造・2F ・延面積 2,748.18㎡ ・建築年 H6.8 	<ul style="list-style-type: none"> 本庁舎 ・構造等 RC造・2F ・延面積 1,023.3㎡ ・建築年 S32.2(S47増築) 農研センター ・構造等 RC造・2F ・延面積 510.1㎡ ・建築年 S55.3 厚生棟 ・構造等 RC造・2F ・延面積 339.3㎡ ・建築年 H6.3 延面積計 1,872.7㎡ 	<ul style="list-style-type: none"> ・構造等 RC造・2F ・延面積 2,553.22㎡ ・建築年 S44.5 	<ul style="list-style-type: none"> 前庁舎 ・構造等 RC造・2F ・延面積 606.00㎡ ・建築年 S31.9 裏庁舎 ・構造等 RC造・2F ・延面積 685.28㎡ ・建築年 S42.3.11 中庁舎 ・構造等 S造・2F ・延面積 383.50㎡ ・建築年 S54.3.27 西庁舎 ・構造等 S造・2F ・延面積 575.68㎡ ・建築年 H5.5 延面積計 2,250.46㎡ 	<ul style="list-style-type: none"> 本庁舎 ・構造等 RC造・2F ・延面積 1,462.92㎡ ・建築年 S40.12.1 分庁舎 ・構造等 S造・2F ・延面積 1,844.6㎡ ・建築年 H9.3.31 延面積計 3,307.52㎡ 	<ul style="list-style-type: none"> 本庁舎 ・構造等 RC造・2F ・延面積 1,005.05㎡ ・建築年 S31.4.30 (増築) ・構造等 S造・2F ・延面積 125.26㎡ ・建築年 S62.2.1 企画 ・構造等 S造・2F ・延面積 531.00㎡ ・建築年 H5.7.30 議会棟 ・構造等 S造・2Fのみ ・延面積 253.05㎡ ・建築年 S49.11.21 延面積計 1,914.36㎡ 	<ul style="list-style-type: none"> ・構造等 RC造・2F ・延面積 3,554㎡ ・建築年 S38 	
現在の支所、出張所の位置	<ol style="list-style-type: none"> 高野尾支所 高野尾町5417番地1 大里支所 大里睦合町1292番地1 一身田支所 一身田町293番地3 白塚支所 白塚町5205番地 栗真支所 栗真町屋町836番地1 安東支所 納所町249番地6 櫛形支所 大字分部1192番地1 片田支所 片田井戸町16番地1 神戸支所 大字神戸739番地1 藤水支所 大字藤方1491番地2 高茶屋支所 高茶屋三丁目25番6号 雲出支所 雲出本郷町1388番地1 アストプラザオフィス(出張所) 羽所町700番地 	<ol style="list-style-type: none"> 栗葉出張所 森町286番地 櫛原支所 櫛原町5108番地1 久居駅前出張所 新町3006番地 	<ol style="list-style-type: none"> 千里ヶ丘分室 千里ヶ丘14番地 	-	-	-	-	<ol style="list-style-type: none"> 波瀬出張所 大字波瀬4332番地2 	<ol style="list-style-type: none"> 家城出張所 大字南家城851番地3 大三出張所 大字二本木1001番地253 倭出張所 大字中ノ村158番地 八ツ山出張所 大字八対野994番地1 	<ol style="list-style-type: none"> 宇気郷出張所 大字小原581番地 中郷出張所 大字森本1153番地 	<ol style="list-style-type: none"> 竹原出張所 竹原2777番地 太郎生出張所 太郎生2120番地 伊勢地出張所 石名原1583番地 八幡出張所 奥津1294番地 多気出張所 上多気1031番地 下之川出張所 下之川6115番地 	

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会

協議事項調整内容表

協議項目	住民説明会用先行調査	協議の内容
関係項目	常勤の特別職の給与・議会議員の定数及び報酬・一般職の給与等	

		構成市町村の現況												
		津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	嬉野町	美杉村		
市	常勤の特別職の給与等	市町村長	1,130,000円	1,000,000円	915,000円	830,000円	795,000円	830,000円	820,000円	850,000円	850,000円	850,000円	830,000円	
		助役	870,000円	750,000円	670,000円	630,000円	610,000円	630,000円	650,000円	670,000円	670,000円	670,000円	655,000円	
		収入役	740,000円	690,000円	640,000円	600,000円	570,000円	600,000円	590,000円	610,000円	610,000円	610,000円	600,000円	
		教育長	740,000円	690,000円	610,000円	600,000円	560,000円	600,000円	590,000円	610,000円	610,000円	610,000円	600,000円	
		期末手当等支給月数	4.70月	4.70月	4.70月	4.70月	4.70月	4.70月	4.70月	4.70月	4.70月	4.70月	4.70月	4.70月
		役職加算額	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	15%	15%	15%	15%	15%
町 村 別 内 容	議会議員の定数及び報酬等	議員定数	34人(※1)	20人	18人	14人	12人	16人	12人	14人	16人	16人	14人	
		任期満了日	H15. 4. 30	H15. 5. 14	H16. 6. 29	H17. 4. 30	H15. 9. 25	H16. 1. 14	H15. 2. 8	H15. 4. 29	H15. 5. 15	H15. 6. 12	H15. 4. 30	
		議長報酬	670,000円	510,000円	315,000円	280,000円	280,000円	310,000円	330,000円	360,000円	350,000円	350,000円	350,000円	
		副議長報酬	610,000円	435,000円	235,000円	210,000円	200,500円	240,000円	255,000円	280,000円	270,000円	270,000円	270,000円	
		議員報酬	550,000円	400,000円	205,000円	195,000円	190,000円	220,000円	225,000円	245,000円	235,000円	235,000円	235,000円	
		常任委員長 議会運営委員長	—	—	211,000円	—	—	—	235,000円	255,000円	245,000円	245,000円	245,000円	
		常任副委員長 議会運営副委員長	—	—	—	—	—	—	—	250,000円	240,000円	240,000円	—	
		期末手当支給月数	4.30月	4.30月	3.55月	3.55月	3.55月	3.55月	4.70月	4.70月	4.70月	4.70月	4.70月	
		役職加算額	20%	20%	20%	20%	20%	20%	15%	15%	15%	15%	15%	
一般職の給与等	職員数	1,668人	370人	163人	113人	75人	128人	74人	154人	163人	185人	131人		
	普通会計職員数	1,440人	326人	139人	105人	64人	120人	70人	136人	148人	166人	127人		
	普通会計職員給 (千円)	10,173,195	2,252,730	828,680	536,207	336,711	616,454	382,298	763,727	892,064	1,018,210	762,098		

(※1)平成15年1月1日以後の一般選挙から適用 32人

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会 協議事項調整表

協議項目	住民説明会用先行調査	調整内容(案)	
関係項目	一部事務組合等の取扱い		

構成市町村の現況											
津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	嬉野町	美杉村	具体的な調整内容
津地区広域行政事務組合 〔構成団体名〕 津市・久居市・河芸町・芸濃町・美里村・安濃町・香良洲町・一志町・白山町・嬉野町・美杉村	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	
-	一志社会福祉施設組合 〔構成団体名〕 久居市・香良洲町・一志町・白山町・嬉野町・美杉村・三雲町	-	-	-	-	久居市に同じ	久居市に同じ	久居市に同じ	久居市に同じ	久居市に同じ	
津地区広域圏粗大ごみ処理施設組合 〔構成団体名〕 津市・久居市・河芸町・芸濃町・美里村・安濃町・香良洲町・一志町・白山町・嬉野町・美杉村	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	
津市ほか四箇町村衛生施設利用組合 〔構成団体名〕 津市・河芸町・芸濃町・美里村・安濃町	-	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	-	-	-	-	-	
-	久居地区広域衛生施設組合 〔構成団体名〕 久居市・香良洲町・一志町・白山町・嬉野町・美杉村・三雲町	-	-	-	-	久居市に同じ	久居市に同じ	久居市に同じ	久居市に同じ	久居市に同じ	
-	-	-	安芸美地区清掃処理施設利用組合 〔構成団体名〕 芸濃町・美里村・安濃町	芸濃町に同じ	芸濃町に同じ	-	-	-	-	-	
-	久居地区広域消防組合 〔構成団体名〕 久居市・一志町・白山町・嬉野町・美杉村	-	-	-	-	-	久居市に同じ	久居市に同じ	久居市に同じ	久居市に同じ	
中勢農業共済事務組合 〔構成団体名〕 津市・久居市・河芸町・芸濃町・美里村・安濃町・香良洲町・一志町・白山町・嬉野町・美杉村・三雲町	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	
-	三重県市町村職員退職手当組合 〔構成団体名〕 久居市・56町村・50組合	久居市に同じ	久居市に同じ	久居市に同じ	久居市に同じ	久居市に同じ	久居市に同じ	久居市に同じ	久居市に同じ	久居市に同じ	
-	久居市ほか六箇町村競艇事業組合 〔構成団体名〕 久居市・河芸町・芸濃町・美里村・安濃町・香良洲町・三雲町	久居市に同じ	久居市に同じ	久居市に同じ	久居市に同じ	久居市に同じ	-	-	-	-	
三重県自治会館組合 〔構成団体名〕 全市町村	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	
-	-	-	-	-	-	一志地区広域連合 〔構成団体名〕 香良洲町・一志町・白山町・嬉野町・美杉村・三雲町	香良洲町に同じ	香良洲町に同じ	香良洲町に同じ	香良洲町に同じ	

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会 協議事項調整内容表

協議項目	住民説明会用先行調査	調整内容(案)
関係項目	下水道事業の取扱い	

項目	構成市町村の現況												具体的な調整内容											
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	嬉野町	美杉村													
下水道 使用 料金	○料金表												—											
	[単位: m ³ 、円]		[単位: m ³ 、円]		[単位: m ³ 、円]		[単位: m ³ 、円]		[単位: m ³ 、円]		[単位: m ³ 、円]													
	区分	汚水量	単価	区分	汚水量	単価	区分	汚水量	単価	区分	汚水量	単価												
	基本使用料	300		基本使用料	600		基本使用料	~10	850	基本使用料	~10	1,200		基本使用料	~10	1,200								
	従量使用料	1~10	40	従量使用料	1~10	5	基本料金	1戸当たり	800	基本料金	~10	500		基本使用料	~10	1,200								
		11~20	150		11~30	115	超過料金	1人当たり	390	超過料金	11~20	80		超過使用料	11~30	130								
		21~30	170		31~50	145				超過料金	21~30	100		超過使用料	31~50	150								
		31~50	195		51~100	175				超過料金	31~40	130		超過使用料	51~100	170								
		51~100	220		101~500	215				超過料金	41~60	165		超過使用料	101~	190								
		101~500	245		501~1250	250				超過料金	61~100	190		超過使用料	101~	210								
	501~	275		1251~	265																			
	公衆浴場	30	公衆浴場	12																				
	※1世帯当り4人、使用量25m ³ とした場合の使用料(消費税抜き)		3,050円		2,375円		2,360円		—		—		1,800円		3,150円		4,500円		3,150円		—			
	※普及率		32.4%		45.1%		21.2%		23.8%		—		—		99.0%		29.2%		9.3%		41.5%		—	

使用量別使用料金(消費税抜き)

[単位:円]

使用量	津市	久居市	河芸町		芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	嬉野町	美杉村
			(千里ヶ丘)	(浜田)								
10m ³	700	650	850	3,200	2,360	—	—	500	1,200	3,000	1,200	—
20m ³	2,200	1,800	1,750	3,200	2,360	—	—	1,300	2,500	4,000	2,500	—
25m ³	3,050	2,375	2,200	3,200	2,360	—	—	1,800	3,150	4,500	3,150	—
30m ³	3,900	2,950	2,650	3,200	2,360	—	—	2,300	3,800	5,000	3,800	—
35m ³	4,875	3,675	3,200	3,200	2,360	—	—	2,950	4,550	5,500	4,500	—
40m ³	5,850	4,400	3,750	3,200	2,360	—	—	3,600	5,300	6,000	5,200	—
45m ³	6,825	5,125	4,300	3,200	2,360	—	—	4,425	6,050	6,500	5,900	—
50m ³	7,800	5,850	4,850	3,200	2,360	—	—	5,250	6,800	7,000	6,600	—
100m ³	18,800	14,600	11,600	3,200	2,360	—	—	14,500	15,300	12,000	14,100	—
500m ³	116,800	100,600	65,600	3,200	2,360	—	—	98,500	91,300	52,000	94,100	—
1000m ³	254,300	225,600	133,100	3,200	2,360	—	—	203,500	186,300	102,000	194,100	—
1500m ³	391,800	354,350	200,600	3,200	2,360	—	—	308,500	281,300	152,000	294,100	—

市町村合併に関する住民説明会アンケート（案）

本日は、「市町村合併に関する住民説明会」にご参加いただき、ありがとうございました。今後の合併に関する参考資料とするため、次のアンケートへのご協力をお願いします。お帰りの際、受付までご提出ください。

問1 あなたの性別はどちらですか。該当するものに をつけてください。

1. 男 2. 女

問2 あなたの年齢はどれにあたりますか。該当するものに をつけてください。

1. 20歳未満 2. 20歳～29歳 3. 30歳～39歳
4. 40歳～49歳 5. 50歳～59歳 6. 60歳～69歳
7. 70歳以上

問3 あなたの居住地はどこですか。該当するものに をつけてください。

1. 津市 2. 久居市 3. 河芸町 4. 芸濃町
5. 美里村 6. 安濃町 7. 香良洲町 8. 一志町
9. 白山町 10. 嬉野町 11. 美杉村
12. 上記以外の市町村名（ ）

問4 本日の説明会をお聞きになって、あなたが住んでいる市町村における合併の必要性について、どのように認識されましたか。該当するものに をつけてください。

1. 合併は必要である。
2. 合併は、どちらかといえば必要である。
3. 合併の必要はない。
4. わからない。

問5 現在、津・久居・安芸郡・一志郡（三雲町を除く）の11市町村で任意の協議会を設置し、11市町村での枠組みによる合併に関する調査、研究、啓発などの事業を行っていますが、この枠組みで市町村合併を進めることについてどう思いますか。該当するものに をつけてください。

1. 11市町村の枠組みによる合併が望ましいと思う。
2. 他の枠組みによる合併が望ましいと思う。
具体的な枠組をお考えの場合は、その構成市町村名を（ ）
（ ）
3. 合併は望ましくない。
4. わからない。

問6 津・久居・安芸郡・一志郡（三雲町を除く）における市町村合併に対してご意見等
ありましたらお書きください。

ご協力ありがとうございました。